

近年の政治資金規正制度の改正

	H 6. 12. 31まで	H 7. 1. 1から H11. 12. 31まで	H12. 1. 1から (罰則適用はH12. 4. 1から)
個人からの寄附	<p>政党、政治資金団体、政治家枠として 総枠 2000万円 個別 150万円</p> <p>その他の政治団体枠として 総枠 1000万円 個別 150万円</p>	<p>政党、政治資金団体枠として 総枠 2000万円 個別 制限なし</p> <p>その他の政治団体、政治家枠として 総枠 1000万円 個別 150万円</p> <p>※政治家個人に対する寄附は、選挙運動に関するものを除き金銭等は禁止</p>	
企業・労働組合等からの寄附	<p>政党、政治資金団体、政治家枠として 総枠 750万円～1億円 個別 政治家のみ150万円</p> <p>その他の政治団体枠として 総枠 375万円～5000万円 個別 150万円</p>	<p>政党、政治資金団体枠として 総枠 750万円～1億円 個別 制限なし</p> <p>資金管理団体枠として 総枠 375万円～5000万円 個別 50万円</p> <p>※政党、政治資金団体、資金管理団体以外の政治団体および政治家個人への寄附は禁止</p>	<p>政党、政治資金団体枠として 総枠 750万円～1億円 個別 制限なし</p> <p>※資金管理団体への寄附は禁止</p> <p>※政党、政治資金団体以外の政治団体および政治家個人への寄附は禁止</p>
政党からの寄附	制限なし	制限なし	
その他の政治団体からの寄附	制限なし	政治家個人への寄附は、選挙運動に関するものを除き金銭等は禁止 ※平成18年1月1日から、個々の政治団体（政党、政治資金団体を除く）間の寄附は、年間5000万円以内に制限。（1年以下の禁錮または罰金50万円以下）	
透明性の確保	<p>寄附の公開 政党、政治資金団体 年間1万円超</p> <p>その他の政治団体 年間100万円超</p> <p>-----</p> <p>パーティー券の公開 一律年間100万円超</p>	<p>寄附の公開 一律年間5万円超</p> <p>-----</p> <p>パーティー券の公開 一律年間20万円超</p>	
公民権停止	禁錮刑実刑期間のみ	禁錮刑は実刑期間+5年間 罰金刑は5年間 執行猶予は猶予期間	
罰金額の引上げ	5万円以下 10万円以下 20万円以下 30万円以下	20万円以下(寄附の給与等からの控除禁止違反) 30万円以下(公務員の地位利用寄附勧誘、寄附あっせん違反) 50万円以下(寄附制限額違反、会計書類不備、訂正拒否、匿名寄附) 100万円以下(設立届出前の寄附受領、収支報告書非提出、虚偽報告)	